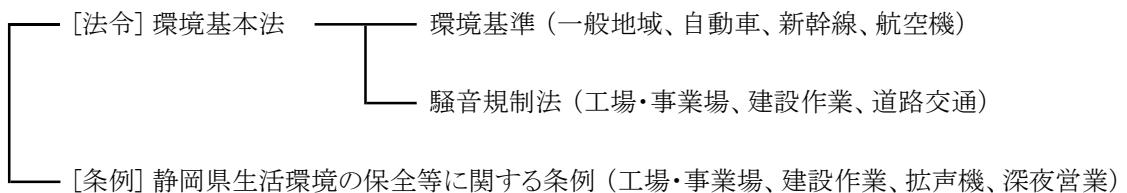


VI 騒音・振動・悪臭の現況

1 騒音の状況



環境基準	騒音規制法
<ul style="list-style-type: none">人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められる行政上の政策目標受音側の基準義務は課せられていない	<ul style="list-style-type: none">国民の生活環境を保全し、健康の保護に資することが目的であり、環境基準を達成するための諸施策のひとつ発生源側に対する基準改善勧告・命令や罰則規定あり

(1) 自動車騒音に係る常時監視

本事務は、自動車騒音対策に資することを目的として、自動車騒音に係る環境基準の達成状況を評価するもので、「面的評価」の方法により把握するものとされている。面的評価とは、道路端から50m以内にあるすべての住居等のうち、環境基準の基準値を超過する戸数とその割合を把握する方法である。また、評価対象となる道路は原則として2車線以上の車線を有する道路（市町村道は4車線以上の区間）である。

自動車騒音常時監視の結果(令和6年度)

路線名	評価対象住居数	昼間・夜間とも基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
		戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数
		割合	割合	割合	割合	割合	割合
高速自動車国道	55	52	2	0	1		
		94.5%	3.6%	0.0%	1.8%		
一般国道	4,786	4,114	648	0	24		
		86.0%	13.5%	0.0%	0.5%		
都道府県道	14,962	14,772	170	6	14		
		98.7%	1.1%	0.04%	0.1%		
全区間	19,803	18,938	820	6	39		
		95.6%	4.1%	0.03%	0.2%		

(2) 騒音の届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の設置状況

(R7.3.31現在)

施設名	1 金 屬 加 工 機 械	2 空 氣 壓 縮 機 等	3 土 石 用 破 碎 機 等	4 織 機	5 建 設 用 資 材 機 械	6 穀 物 用 製 粉 機	7 木 材 加 工 機 械	8 抄 紙 機	9 印 刷 機 械	10 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	11 鑄 型 造 型 機	合 計
工場数	261	386	12	2	8	3	117	6	96	38	3	932
施設数	1,109	1,351	43	2	15	45	312	9	312	196	7	3,401

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

(R7.3.31現在)

施設名	1 金 屬 加 工 機 械	2 空 氣 壓 縮 機 等	3 土 石 用 破 碎 機 等	4 織 機	5 建 設 用 資 材 機 械	6 穀 物 用 製 粉 機	7 木 材 加 工 機 械	8 製 紙 機 械 及 び 紙 加 工 機 械	9 印 刷 機 械	10 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	11 鑄 型 造 型 機	12 ク ー リ ン g タ ワ ー	13 集 じ ん 施 設	14 冷 凍 機 (エ ア コ ン を 含 む)	合 計
工場数	526	240	1	8	2	1	181	3	6	9	1	108	61	1,022	2,169
施設数	3,835	993	1	905	2	1	502	19	24	39	2	234	237	4,100	10,894

特定建設作業の届出件数（令和6年度）

作業の種類	騒音規制法	静岡県条例	計
1 くい打、くい抜機を使用する作業	7	1	8
2 びよう打機を使用する作業	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	55	2	57
4 空気圧縮機を使用する作業	8	0	8
5 コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業	1	0	1
6 バックホウを使用する作業	2	0	2
7 トラクターショベルを使用する作業	0	0	0
8 ブルドーザーを使用する作業	1	0	1
計	74	3	77

2 振動の状況

[法令] 環境基本法 ————— 振動規制法（工場・事業場、建設作業、道路交通）
[条例] 静岡県生活環境の保全等に関する条例（工場・事業場、建設作業）

※振動に対する環境基準はない。

振動規制法に基づく特定施設の設置状況

(R7.3.31現在)

施設名	1 金 屬 加 工 機 械	2 圧 縮 機	3 土 石 用 破 碎 機 等	4 織 機	5 ン コ ン クリ ート ブ ロ ッ ク マ シ	6 木 材 加 工 機 械	7 印 刷 機 械	8 ル ゴ ム 練 用、 合 成 樹 脂 用 ロ ー	9 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	10 鑄 型 造 型 機	合 計
工場数	210	211	10	3	2	8	45	2	26	5	522
施設数	1,108	612	32	4	5	18	160	13	136	26	2,114

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

(R7.3.31現在)

施設名	1 金 屬 加 工 機 械	2 圧 縮 機	3 土 石 用 破 碎 機 等	4 織 機	5 ン コ ン クリ ート ブ ロ ッ ク マ シ	6 木 材 加 工 機 械	7 印 刷 機 械	8 ル ゴ ム 練 用、 合 成 樹 脂 用 ロ ー	9 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	10 鑄 型 造 型 機	合 計
工場数	8	116	1	0	0	0	1	1	7	1	135
施設数	123	709	1	0	0	0	3	3	30	3	872

特定建設作業の届出件数（令和6年度）

作業の種類	振動規制法	静岡県条例	計
1 くい打、くい抜機を使用する作業	6	1	7
2 剣球を使用して破壊する作業	0	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	2	0	2
4 ブレーカーを使用する作業	45	2	47
計	53	3	56

3 悪臭の状況

[法令] 環境基本法 ————— 悪臭防止法（特定悪臭物質または臭気指数による規制）

[条例] 静岡県生活環境の保全等に関する条例（工場・事業場）

※悪臭に対する環境基準はない。また、本市では臭気指数による規制を導入している。

悪臭の基準

基準値	規制地域(都市計画法上の用途地域)	
12	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
15	第2種区域	近隣商業、商業地域、準工業地域
18	第3種区域	工業地域、工業専用地域、市街化調整区域、戸田・井田地区
21	第4種区域	標高50mを超える市街化調整区域、別途定める区域 ※当分の間適用

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

(R7. 3. 31現在)

施設の種類	事業所数
1 セロファンの製膜施設	0
2 アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設	1
3 パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	1
4 調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設	1
5 合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	0
6 有機顔料の製造の用に供する反応施設	0
7 木材チップの堆積場であって、面積が1,000m ² 以上のもの	0
8 動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設	
(1) 蒸煮施設	1
(2) 湯煮施設	0
(3) 真空濃縮施設	0
(4) 乾燥施設	1
9 鶏舎であって面積が400m ² 以上のもの及び豚舎であって面積が150m ² 以上のもの	鶏舎 0 豚舎 1
10 サイズの製造の用に供する反応施設	0
計(延数)	6
計(実数:重複を除いた数)	4